

平成30年度みなと在宅介護支援センター事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

2. 基本方針

- ①利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮した援助を行います。
- ②介護予防・日常生活支援総合事業の対象者には、地域包括支援センターからの委託により、介護予防マネジメントとして状態の維持・改善の可能性の高い利用者に対しての自立支援と目標指向型のサービス提供を推進します。
- ③利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ④事業に当たっては、利用者の所在する大阪市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設との連携に努めます。
- ⑤上記の他、厚生省令第38号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業の運営を行います。

3. 重要事項

- ①事業地域：大阪市港区、大正区、西区、住之江区
- ②営業日： 月～日曜日
- ③サービス提供時間： 午前9時～午後7時
但し、土・日・祝日は午前9時から午後5時30分
- ④利用料： 自己負担なし（全額介護保険適用）

4. 契約書、重要事項説明書、居宅サービス計画及び苦情解決システム

利用に際しては、事業所と個人の契約が基本となります。サービスに関わる重要事項説明書を利用者及び家族に対して十分に説明し、契約を結びます。

利用者の心身の状況や利用者とその家族等との希望を考慮して、「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス計画」を作成します。そして、利用者の居宅サービス計画に基づ

くサービス等の提供が確保されるよう利用者とその家族等、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。また、利用者からのサービスその他に関わる苦情処理に関しては、窓口を設けて第三者の監督下、迅速かつ適切に解決していきます。

5. 個人情報保護

個人情報保護については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人情報保護への積極的な取り組みと、人権意識の向上を図っていきます。

また、特定個人情報（マイナンバー）についても当法人の定める特定個人情報保護規程に基づき、関係法令を遵守します。

6. 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、誰もが直面し得る人権課題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位によりよいケアの実現を目指すことが求められており、この問題を十分認識し、関係機関との連携を図り高齢者虐待の防止に積極的に取り組んでいきます。

7. 介護支援専門員の資質向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例します。資質の向上は本来自己啓発が基本ですが、事業所内外の研修には利用者のサービスに低下を来さぬよう工夫して、極力多数が参加できるように努力します。研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い全職員のものになるようにします。

事業所の方針を明確に理解して、職分に応じた責務を万全に担い、協働できる人材の養成に努めます

8. 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となり高齢化がピークとなる2025年を見据えますと、高齢者ケアのニーズ増大、単独世帯の増大、認知症高齢者の増加などを背景として、介護保険サービス、医療保健サービスのみならず、見守りなどの生活支援や成年後見等の権利擁護、住居の保証、低所得者への支援、介護保険外サービスなど様々な支援が切れ目無く提供される必要があります。住み慣れた地域で暮らし続けることを希望する高齢者が要介護状態となっても、できるだけ生活の場を変えることなく自ら選択した場所で必要な医療や介護などのサービスを包括的、継続的に受けられる仕組みである「地域包括ケアシステム」が必要となります。

居宅介護支援事業所は介護支援の中核として、この地域包括ケアシステムの構築に寄与し、地域福祉の向上に携わっていかねばなりません。そのためには、保険者や地域包括支援センター、地域の種々の資源との連携を強化し情報の共有、地域ニーズや課題を把握すると共に、新たに有益な支援を提供する等、地域と協働してネットワークを確立し、

体制の増強にも関わっていきます。

平成30年度 職員内部研修会計画

月	研 修 内 容
4月	事業計画、介護報酬改定
5月	(特定)個人情報保護、プライバシー保護
6月	福祉用具、住宅改修
7月	地域包括支援センターとの連携について
8月	認知症ケアについて
9月	人権研修
10月	倫理、法令遵守について
11月	感染症について
12月	在宅医療について
1月	高齢者虐待防止・身体拘束の廃止について
2月	要介護・要支援認定について
3月	相談、苦情対応について